

氏名(本籍地)	THAM QUAN TRUNG (ベトナム)		
学位の種類	博士(法学)		
報告・学位記番号	甲第362号(甲法第21号)		
学位記授与の日付	平成26年3月25日		
学位記授与の要件	本学学位規則第3条第1項該当		
学位論文題目	ドイモイ(外国投資政策)の飛躍に向けて ー日本に学ぶー		
論文審査委員	主査	客員教授 博士(法学)	佐藤 俊一
	副査	教授	高野 幸大
	副査	教授	宮原 均
	副査	教授	沼田 良
	副査	元本学教授	末成道 男

【論文審査・審査結果】

第1 論文の概要

本論文は、本文約210頁、約20万字、資料36頁をもって構成されている。それは、序章で開示しているように1986年のベトナム共産党第6回党大会で提示された経済政策(市場経済の導入)、産業政策、外交政策、社会思想の改革路線としての「ドイモイ」(日本語では「刷新」と訳されている)が、特に経済(とりわけ外国投資)面で「パート1」から「パート2」へ飛躍する必要があるという問題意識から出発する。そのため、本論文は2つの視点から論述を展開する。第1は、「ドイモイ」はベトナムの経済のみならず政治・行政・法律にどのような変化をもたらし、どのような問題・課題を生み出しているかを明らかにするために「ドイモイ」のいわば「パート1」を見直していただくことである。それを受けた第2は、明らかにされた問題・課題を克服し、いわば「パート2」へ飛躍・発展するために日本に、特にゴルバチョフの言辞やチャーメーズ・ジョンソンの分析を手がかりに戦後の復興期から高度成長期において通産省が展開した行政指導に学ぼうとするものである。

こうして本論文は、まず第1章で先行諸研究による「ドイモイ」の展開過程の時期区分を検討する。次いで第2章では、「ドイモイ」への転換後における憲法体制や立法過程などの変化を浮彫りにするため、共産党の一方支配を正当化した1980年憲法下で共産党が国家の政治・行政・法律を直接的かつ全面的に領導しつつ、結局、経済破綻に至ったことを簡単に論述する。それと同時に、この時期の共産党の一方支配は、ジョバンニ・サルター

りの政党システム・タイプにおける全体主義一党制であったと捉える。そして、第3章以降において、「ドイモイ」がベトナムの経済のみならず政治・行政・法律にどのような変化をもたらし、どのような問題・課題を生み出しているかを明らかにする。

第3章では、まず「ドイモイ」の誕生要因として国内的・対外的要因を析出すると同時に、「ドイモイ」を推進するための政治・行政システムの変化を指摘する。第1は、「ドイモイ」以降における党・政府の決議・決定と1980年憲法の不整合・矛盾が顕著になったことによる1992年の新憲法制定である。そして、この憲法下で共産党の一党支配は、G. サルトーリがいう権威主義一党制に変容したとする。第2は、従来形式的（トンネル）機関でしかなかった国会の改革である。すなわち、行政官僚を兼任していた従来の非専従議員に対して専従議員の増加を図ると同時に、立法権限や政府提出の法案・計画などの審査機能を強化したことだ。第3は、執行機関の改革で、政府は従前のように国会の下にある行政機関ではなく、国会から分立した「最高」の行政権を有する機関とされたことである。

第4章では、1987年の個別投資法下における外国投資の状況を黎明期、混迷期、休息期ごとに分析すると同時に、その個別投資法が頻繁に改正や追加・修正された経過を明らかにする。それは、外国投資の誘引などのため制限規定を弥縫的に緩和してきたためであった。そこでベトナム政府は、2005年に根本的な改革に着手し、個別投資法に代る内外企業へ一律に適用される共通投資法の策定に入った。この共通投資法の制定過程は、旧来と異なり大きく3点の変化をみせたことが実証的に明らかにされる。第1に、法案起草委員会は数多くの説明会、セミナーなどを開催し、内外の投資家や経済・法律の専門家の意見を収集しつつ16回の修正を行ったことである。第2に、マス・メディアが制定過程を逐次報道することによって、制定過程への関心を高めたことである。第3は、法案を国会が修正したことにみられるように、国会の機能が一段と強化されたことである。

第5章では、まず共通投資法により日本を含む外国投資の金額・件数が急増し、「第二次投資ブーム」に至ったことを分析する。次いで、日本企業を対象にした調査結果から、インフラ未整備や行政制度、行政運営などの投資環境をめぐる問題点が、この10年間全体として改善されなかったことを指摘する。特に多い行政制度と行政運営に関する個々の批判、不満は、前者が制度改革の遅滞、法令の未整備や突然の変更、新旧法の不整合などに、後者が行政手続の煩雑性、担当官（第一線の職員）の恣意や能力不足、当局の対応方針の不透明性などにカテゴライズされている。そして、これらの問題・課題を克服し、経済（特に外国投資）面をいわば「パート2」へ飛躍・発展させるには、とりわけ戦後日本の通産省が駆使してきた行政指導に学ぶ必要があるとし、まず日本型行政指導の概念と性質、機能・逆機能面を整理する。

結論である終章においては、日本に学ぶべき点を指摘する。行政制度では、全ての行政手続を現行の個別省庁ごとの手続法ではなく、日本のように一般法としての行政手続法に

基づいて実施するよう早急に改善すること。行政運営では、第1に、行政単位を現行の4層から日本のような3層に改革して公務員を削減し、行政の効率性を高める。第2に、公務員の専門能力を担保するため、日本のように統一競争採用試験制や研修制度を導入する。第3に、立法・行政過程の公開と経済・社会データの公開をもっと拡大・進行させる。

ところで、「ドイモイ」への転換から25年後の今日、「ドイモイ」がもたらしたといえる政治・行政的な変化によって共産党の指導による強制的・命令的行政を特徴とする開発主義型のハードな手法はもはや取れなくなっている。また、政府と民間の企業が法的根拠などをめぐり角突き合わせていけば、「ドイモイ」の「パート2」への飛躍・発展は困難となる。そのため、法律の根拠がなくても、官民の協調で事態の解決を図る日本型行政指導のようなソフトな手法を活用すべきとする。とはいえ、そのための留意点の1つは、日本型行政指導にはメリットとデメリットがあることだ。すなわち、法律の不備の補充や緊急事態への対応措置などのメリットとともに、法治主義の侵害、国民消費者の利益を犠牲にするなどと批判されてきた。そこで、そうしたデメリットを極小化するには、日本のように一般法としての行政手続法の中に行政指導を取り入れて規定すべきとする。もう1つの留意点は、経済・産業に対する日本型行政指導は、行政機関からの一方的な指導ではなく、業界団体などの協議・合意に基づいていることが多いことだ。それゆえ、ベトナムにおいて行政指導を活用するには、官民角突き合わせる現況を官民協調関係へ転換することが求められるが、そのためには各種業界団体を育成し、それが行政指導や様々な政策過程に積極的に関与しうるようにしなければならないとする。かくして、官民協調は、「ドイモイ」の経済（特に外国投資）面が「パート2」へ飛躍・発展するためのキ・ワードの一つになるとする。

第2 論文審査

1 審査概要

本論文の根底には、序章の冒頭にうかがえる日本への留学体験、そこから顧みられる母国の生活体験があるといえる。すなわち、顧みれば食糧も十分にままならなかった最貧国体験をしたわずか30年程前の少年時代。そして、「ドイモイ」への転換によって確かに国民の生活水準は向上したが、日本に留学して感じたことはベトナムの生活水準や行政水準などはまだまだ低く、何か日本はベトナムが目指すべき理想的な社会のようにみえてきたという印象。それが日本社会の認識として正鵠を得ているか否かが問題なのではなく、以上のような体験が本論文の根底にあり、それが「日本に学ぶ」というサブ・タイトルになったと看取されることである。

その上で、留学したことにより、単なる個人的な体験としてではなく内外研究者の諸研究から学び、より広い視点で、より客観的に「ドイモイ」の展開を見ることが出来るよう

になったという。そのためといえるが、本論文は、「ドイモイ」がベトナムの経済のみならず政治・行政・法律にどのような変化をもたらしたかの論述にかなりのスペースを割いている。少し手を広げ過ぎの感がないわけではないが、そうした中で本論文が分析的に指摘した以下の2点は、有意義であるが、今後、「ドイモイ」以後のベトナム政治・行政の研究者による批判的な評価にさらされるであろう。

第1は、G.サルトーリの政党研究に依拠し、ベトナム共産党が「ドイモイ」以前の全体主義一党制から「ドイモイ」の推進により権威主義一党制へ変容したという指摘である。確かに「工人階級政党」から「全人民政党」へなどのような憲法上の諸規定の変化や、共産党に対する国会・国会議員の相対的独立性が従来よりも高くなっている点などでは変容がみられる。ただ、かかる変容論が誤りというのではないが、G.サルトーリはタイプの基準として(1)イデオロギー（全体主義の強弱）、(2)党の強制力、抽出・動員力、(3)外部集団政策（破壊・排除・吸収）、(4)下位集団の独立性（否定・許容など）を挙げているので、政党システム論の観点からすればこれら4基準に照らし合わせた総合的な認識が求められよう。

第2に、特に共通投資法の立案、制定過程の実証的分析から指摘された3つの変化——論文の概要で述べたそれは、過程の開放性や透明性が高まったことを示すといえる——は、最新の状況を明らかにしたものとして貴重である。しかし、それは共通投資法に見られた状況なのか、それとも他の法案や政策の立案・決定過程にも共通して見られる状況なのかは分明化されていない。その点で、この共通投資法の立案・制定過程の実証的分析も批判的な評価にさらされよう。

ところで、本論文の出発点となった問題意識は、「ドイモイ」がもたらした問題・課題を克服し、特に経済（とりわけ外国投資）面で「パート2」へ飛躍・発展させる必要があり、それには日本に学ぶべきであるとするものであった。そして、投資環境上の問題・課題としては、日本企業に対する調査結果からインフラ整備のみならず行政制度や行政運営に関する問題・課題が多く指摘されていることが明らかにされた。そこで、それらを克服するためには、いわば政策提言的に日本のような一般法としての行政手続法の制定、公務員制度の改善が必要だとされる。次の日本型行政指導に学ぶという点もそうなのだが、ここに本論文の独特のユニークさがあるといえる。

本論文では、論文の概要で述べたように第5章において日本型行政指導の概念と特質、機能・逆機能面が整理されている。もし、本論文の基本的テーマが行政指導にあるならば、これは研究不足であることがいえない。しかしながら、本論文の眼目は、政策提言的に日本型行政指導のデメリットを出来るだけ極小化して「ドイモイ」の「パート2」への飛躍・発展に活用すべきであるとする点にある。そうだとすれば、日本型行政指導の機能・逆機能面を実態的に掘り下げることも、ベトナムで活用しうる環境にあるのか否かに

力点が置かれたのは当然といえる。ただ、その点に関し、口述試問においてはフエ市における成功例をもって具体的に説明されたが、論文それ自体にもそうした具体例を盛り込むことが望ましかったといえる。

2 審査補足

日本学生の論文と比較しても遜色のない日本語で記述されていることは、ほぼ全審査委員の認めるところであった。また、平成17年9月5日の中教審答申「新時代の大学院教育」によると、博士課程には従来のような「研究者として自立して研究活動等を行うに足る高度の専門性」と並んで「社会の多様な方面で活躍し得る研究能力とその基礎となる豊かな学識」を求めている。そして、博士の学位には、単に「特筆すべき顕著な研究業績」を求めのではなく、「学位の質を確保しつつ、自立して研究活動等を行うに足る研究能力とその基礎となる豊かな学識」「複線的キャリアパス」「標準修業年限内の学位授与の促進」も求めている。グローバリゼーションが進行する中、多様な国々からの留学生も増加しているので、以上のような答申の提示も考慮されるべきことに合意した。

なお、表題の「ドイモイ（外国投資政策）の飛躍に向けて」は、「ドイモイ」＝「外国投資政策」と誤解されかねないので、公表（出版）に当っては誤解を招かないよう表題を若干修正すべきであろう。

第3 論文審査結果

以上より、本論文は、法学研究科の博士学位審査基準に照らしても妥当な研究内容であると認められる。したがって、本審査委員会は、所定の口述試問結果と論文評価に基づき、帰国後の活躍への期待も込め審査委員5名の一致をもって、Tham Quan Trung氏の博士（法学）の学位請求論文が本学博士学位を授与するに相応しいものと判断するに至った。